

不適正な遡及訂正処理の可能性のある3条件のうち2条件に該当する事案に係るサンプル調査結果の概要

I 調査目的

さらなる年金記録の回復に向けて、社労士アンケートに指摘のあった「不適正な遡及訂正処理の可能性のある3条件（注1）のうち2条件に該当する事案」に係る記録回復基準を検討するため、第三者委員会における審議事案のサンプル調査を行い、対象範囲や課題について検証することを目的とする。

（注1）平成21年12月10日付け庁保険発第1210001号 社会保険庁運営部年金保険課長通知「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での回復について」

<3条件>

条件1：標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。

条件2：5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

条件3：6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

<調査対象範囲>

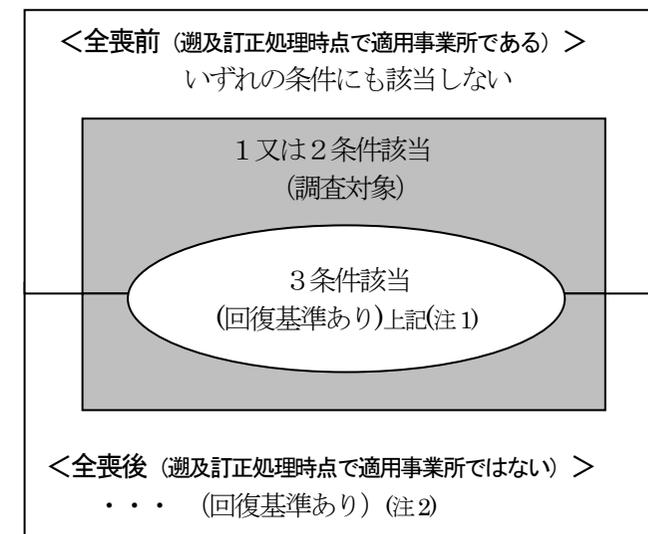
II 調査対象及び調査方法

平成22年12月末時点で審議結果を確認できる遡及訂正事案のうち、以下の抽出方法により平成22年6月から平成22年12月までの期間に地方第三者委員会で審議され、2条件のみ又は1条件のみに該当する390件（内訳は次頁の表を参照。）を対象とし、調査は、あっせん文、訂正不要文、事案概要をまとめた資料及びオンライン記録から事案の内容及び記録状況を把握して分析することにより行う。

（抽出方法）

あっせん事案：「遡及訂正事案」に関する審議済みの厚生年金保険法によるあっせん事案について、個別にあっせん文、事案概要資料等から3条件の各条件に該当するかどうかを確認したうえで、調査対象事案を抽出した。

訂正不要事案：情報共有システムに登録された訂正不要事案のうち、委員会の判断の理由において「遡及」「遡って」「さかのぼって」のキーワードを含む事案を抽出後、個別に訂正不要文及び事案概要資料から遡及訂正事案であるか否かを確認した後、あっせん事案と同様に前述のとおり各条件に該当する調査対象事案を抽出した。



（注2）平成20年12月25日付け庁保険発第1225003号 社会保険庁運営部年金保険課長通知「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」

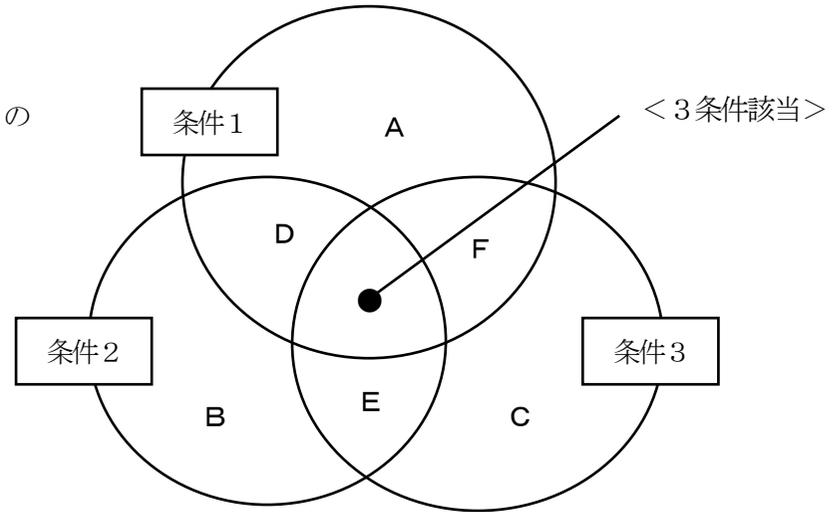
<調査対象事案について> (件)

事業所状況	厚生年金保険法によるあっせん	訂正不要	計
標準報酬相違の遡及訂正事案 (全体)・・・(至) H22.12 月末			
	2,504	909	3,413
調査対象事案・・・(自) H22.6 月～ (至) H22.12 月末			
全喪前	204	59	263
全喪後	118	9	127
計	322	68	390

Ⅲ 標準報酬月額の変及訂正事案に係る調査結果

以下、調査結果を上記3条件のうち「2条件のみ該当」及び「1条件のみ該当」の6つのカテゴリーA～Fに分けて示すこととする。

- A：条件1のみを満たす。
- B：条件2のみを満たす。
- C：条件3のみを満たす。
- D：条件1及び2の2条件を満たす。
- E：条件2及び3の2条件を満たす。
- F：条件1及び3の2条件を満たす。



1 該当条件別の事案件数について

3条件 カテゴリー	<条件1> 標準報酬月額の引き下げ処理 と同日若しくは翌日に資格喪 失処理が行われている。	<条件2> 5等級以上遡及して標準報 酬月額が引き下げられてい る。	<条件3> 6か月以上遡及して標準報 酬月額が引き下げられてい る。	あっせん		訂正不要		計
				全喪前 合計 204	全喪後 合計 118	全喪前 合計 59	全喪後 合計 9	
A	該当	—	—	0	22	0	0	22
B	—	該当	—	33	3	9	0	45
C	—	—	該当	14	6	7	0	27
D	該当	該当	—	0	13	0	3	16
E	—	該当	該当	160	23	41	6	230
F	該当	—	該当	0	55	2	0	57
計				207	122	59	9	397

※あっせんは、1事案に複数申立期間があるものでカテゴリーが異なるため、合計事案件数と一致しない。

2 全喪前に遡及訂正された事案（203件）（厚生年金保険法に基づくあっせん160件・訂正不要43件）について

(1) 全喪前に遡及訂正された場合（160件）のあっせんの判断を行った主な事情について

全喪前の遡及訂正事案では、申立人の厚生年金保険の記録が遡及して訂正されていることが事実即した訂正処理かどうかについて、調査により得られた資料、記録、供述、周辺事情などから総合的に判断しているが、その中でも主な判断事情とされていたものは、以下のとおり。

ア 給与明細書・賃金台帳等から訂正前の記録が事実即した正しい記録である旨の確認又は推認ができる場合（合計90件） (件)

カテゴリー	主 な 資 料 ・ 記 録 (注1)																計 (注2)	
	1. 給与明細書 (申立人又は 事業所提出)		2. 賃金台帳 (事業所提出)		3. 源泉徴収票 (申立人提出)		4. 市民税徴収 通知書 (申立人提出)		5. 預金通帳 預金取引明細書 (申立人提出)		6. 給与明細書 等 (同僚提出)		7. 雇用保険 記録 (離職時賃 金日額)		8. 健康保険 組合員記録 (訂正前標準報酬月額)			
	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
B	9	1	0	0	1	1	0	0	2	0	1	1	1	1	1	0	15	4
C	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1
E	21	13	3	0	4	4	0	4	6	0	7	3	0	0	1	0	42	24
計	34	15	3	0	6	5	0	4	8	0	8	4	1	1	2	0	62	29

(注1) あわせて複数の資料が提出されている場合は、左記の資料・記録を優先して記載している。

(注2) あっせんされた期間のうち「全部」又は「一部」の期間の報酬月額が確認又は推認できるものである。

※1つの申立期間の中にBとCのカテゴリーがあり、合計事案件数と一致しない。

(参考) あっせん期間に占める上記「一部」期間の割合 (合計29件) (件)

カテゴリー	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～99%	計
B	1	0	1	1	1	4
C	0	0	0	0	1	1
E	2	4	12	2	4	24

イ 申立人と同日に遡及訂正された同僚が存在する場合 (合計201件) (件)

同僚等人数	1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51人～99人	100人～	計
B	14 (6)	3 (2)	8 (7)	2 (1)	1	1 (1)	3 (2)	0	32 (19)
C	5 (2)	4 (3)	3 (1)	1	1	0	0	0	14 (6)
E	78 (28)	23 (13)	17 (9)	12 (2)	13 (4)	4 (4)	9 (3)	3 (1)	159 (64)
計	97 (36)	30 (18)	28 (17)	15 (3)	15 (4)	5 (5)	12 (5)	3 (1)	205 (89)

※1 ()内は、給与明細書・賃金台帳等から訂正前記録が事実即した旨の確認又は確認ができる事案の再掲である。

※2 1事案に複数申立期間があるものでカテゴリーが異なる、又は1つの申立期間の中に複数のカテゴリーがあるため、合計事案件数と一致しない。

ウ 申立期間当時、事業所が保険料を滞納していたことが確認又は推認できる事情がある場合(合計 201 件) (件)

事情	資料があるもの (あわせて供述等がある場合を含む。)		資料はないが供述があるもの (複数の者の供述がある場合は、役員を優先して記載している。)				計
	1. 滞納処分票	2. 不納欠損整理簿・ 不納欠損決議書等	3. 事業主供述	4. 役員供述	5. 経理・社保担当者/ 受託社会保険労務士	6. 同僚供述 (注2)	
B	14 (10)	3 (3)	11 (4)	1 (1)	2 (1)	2	33 (19)
C	6 (2)	0	2 (1)	1	0	5 (3)	14 (6)
E	50 (21 (注1))	10 (2)	38 (16)	9 (3)	24 (8)	27 (15)	158 (65)
計	70 (33)	13 (5)	51 (21)	11 (4)	26 (9)	34 (18)	205 (90)

(注1) 「同僚の給与明細書」2件を含む。(「5記録回復可能な事案」の件数算出に使用するもの)

(注2) 保険料滞納について知る立場にない場合は、経営難、給料遅配、人員整理あり等、遡及訂正が事実在即したものであることをうかがわせる供述を含む。

※1 ()内は、給与明細書・貸金台帳等から訂正前記録が事実在即している旨の確認又は推認ができる事案の再掲である。

※2 1事案に複数申立期間があるものでカテゴリーが異なる、又は1つの申立期間の中に複数のカテゴリーがあるため、合計事案件数と一致しない。

エ 上記ア～ウの事情に係るカテゴリーE (2条件該当) の事案の状況について (件)

パターン	全て該当	2つに該当				1つに該当			計
	1	2	3	4	5	6	7		
アに該当するもの 資料により訂正前記録が事実在即した正しい記録であることが確認できる	●	●	●		●				
イに該当するもの 申立人と同日に遡及訂正された同僚が存在する	●	●		●		●			
ウに該当するもの 申立期間当時、事業所が保険料を滞納していたことが確認又は推認できる事情がある	●		●	●			●		
カテゴリーEの該当件数	63	1	2	92	0	2	0	160	

[あっせん事案の小括]

上記から、「訂正前の記録が事実在即した正しい記録であるという資料」があり(要件ア)、「不適正な遡及訂正を行ったことを推測させる周辺事情」(イ 同日に同僚も遡及訂正 かつ ウ 申立期間当時、事業所が保険料を滞納)も併せて有する場合を、対象とすることが考えられる。

(2) 全喪前に遡及訂正された場合 (43 件) の訂正不要の判断を行った主な事情について

(件)

主な事情	信義則適用と判断したもの	判断したものの	事実在即した処理と判断したもの	事実在即していないとはいえないもの	関連資料・供述等内訳		
					資料 ※商業登記簿謄本等は必ず確認するため除く。	オンライン記録	供述等
B 9	代表取締役 4	4	0	0	「滞納処分票」「確定申告書(控)」		事業主 (社会保険事務所の対応(滞納あり)は自身で行ったが減額処理の説明を受けた覚えはない。社会保険事務一切を会計事務所に任せており、何故、そのような処理がなされたのかは分からない。)
	役員(代表取締役を除く。)1	1	0	0			
	従業員 4	0	1	0	「資格取得届(訂正)控」、「預金元帳(給与振込額)」	申立期間の後の随時改定、定時決定の標準報酬月額の変遷に不自然さが見られない。	
		0	1	0	(「市県民税課税台帳」) 「滞納処分票」		事業主 (従業員の基本給を下げ適正に手続をした。)
		0	1	0	「給与明細書」	同時入社複数の同僚記録も同様に遡及(取得時報酬も同額)	事務担当者 (同時入社の者は届出額を実際の給与額に基づき訂正した可能性がある。)
0	0	1		申立人と同様に事業主(申立人の配偶者で、申立人以外の唯一の被保険者)も遡及訂正されている。	事業主(社会保険事務一切を会計事務所に任せており、何故、そのような処理がなされたのかは分からない。) 申立人・事業主 (二人だけの勤務で、ほかにも従業員はいなかった。) 会計事務所経営者の配偶者 (会計事務所は廃業し、経営者は死亡。資料も保管なし。)		
C 7	従業員 7	0	1	0	(「同僚の給与明細書」)	同職種・勤務形態の複数同僚とほぼ同額の記録	事務担当者 (取得時報酬の見込みと実際の差が大きく訂正した)
		0	1	0	「標準報酬決定通知書(写)」「貸金台帳(写)」「給与明細書」	健康保険組合・基金の記録もオンライン記録と一致	
		0	1	0	「資格取得時報酬訂正確認および標準報酬決定通知書」		事業所回答(訂正は、社会保険事務所の監査によると考えられる。)/年金事務所回答(左記への「押印(事務所名・年月日・調査官)」は、事業所提出の出勤簿、貸金台帳等を確認する社会保険調査官の総合調査又は算定基礎届時の調査と考えられる。)

主な事情	信義則適用と判断したもの	事実即した判断したもの	事実即していないとはいえないもの	関連資料・供述等内訳		
				資料 ※商業登記簿謄本等は必ず確認するため除く。	オンライン記録	供述等
C 7	0	1	0	「賃金台帳」		事業所回答 (誤った報酬の届出を遡及して訂正したと考えられる。)
	0	1	0	「社員名簿」	遡及訂正は申立人のみで、訂正後の標準報酬月額、同時期に資格取得した同僚の記録と大差なし。	事業所回答 (申立人の標準報酬月額だけが下がっているのは、異動に伴う諸手当等の減額があり、その後、気付いて訂正したと思われる。)
	0	1	0	「被保険者報酬月額変更届」		顧問社会保険労務士 (間違いに気付きさかのぼって訂正したと思う。さかのぼる際には、賃金台帳を確認して処理するため、間違っていないはずだ。)
	0	1	0	「給与明細書」		事務担当者 (資格取得時に届出した報酬月額と実際の給与に差額が生じたときは、実際の給与に基づき訂正届を提出していた。)
E 41	代表取締役 31	31	0	0	「市・県民税証明書」「源泉徴収票」「確定申告書」「滞納処分票」「事業所債権情報」「不納欠損整理簿」「標準報酬改定通知書」「保険料超過額充当通知書」「来所通知書」等	事業主・役員 (滞納保険料に関して社会保険事務所へ相談に行った。標準報酬の減額に係る届出に関与した。代表者印を管理していた。等)
	役員 (代表取締役を除く。) 8	8	0	0		役員・経理担当者 (事業主の指示により手続きした。遡及訂正について事業主から説明を受けた。等)
	経理・社会保険 事務担当者 1	1	0	0	「滞納処分票」	申立人 (入社時から経理・社会保険事務を担当し、遡及訂正の届書は、前社長の指示に従い作成した。)
	従業員 1	0	0	1	<訂正前の記録が正しいと確認できる資料がないもの>	申立人 (当時、月額給与が10万円以下のときもあった。)

主な事情	信義則適用と判断したもの	事実即した処理と判断したもの	事実即していないとはいえないもの	関連資料・供述等内訳			
				資料 ※商業登記簿謄本等は必ず確認するため除く。	オンライン記録	供述等	
F 2	従業員 2	0	1	0	「賃金台帳」、「基金加入員資格喪失確認通知書(写)」 ＜保険料滞納の事情がないもの＞	＜遡及訂正された同僚がいないもの＞	事業所回答 (交通費減額が訂正原因の可能性)
		0	1	0	「給与支給明細書」 （「厚生年金基金標準給与改定届」基金提出） ＜保険料滞納の事情がないもの＞	＜遡及訂正された同僚がいないもの＞	事業所回答 （申立人の給与は、定年延長で降給されたが月額変更の届出を忘れ、申立人が退職した翌月に判明し厚生年金基金経由で訂正届を提出した。）
計	59	45	12	2			

※資料は、原則①事業所提出資料 ②申立人提出資料 ③年金事務所保管資料を記載し、左記以外の場合（ ）により記載している。

〔訂正不要事案の小括〕

上記から、全喪前の遡及訂正事案であって2条件に該当する事案（カテゴリーE及びF）のうち訂正不要と判断された43件のうち、

○40件は、いわゆる信義則を適用して訂正不要とされている。

○3件は、事実即した処理であると判断したか、又は、事実即していないとはいえないとして、訂正不要としている。

この3件のうち、

Eの1件は、(1)のあっせんと判断した事情における主な3つの事情のうち、「ア 訂正前の記録が正しいと確認できる資料」がない事案であり、「オンライン記録」や、「申立人の供述」等から、事実即していないとはいえないと総合的に判断している。

Fの2件は、(1)のあっせんと判断した事情における主な3つの事情のうち、「イ 申立人と同日に遡及訂正処理された同僚」がおらず、「ウ 事業所が保険料を滞納していた事情」もない事案であり、「事業所回答」等から、事実即した処理であると総合的に判断している。

(3) 全喪前の遡及訂正事案における標準報酬月額等の遡及訂正に係る調査結果に基づき想定される記録回復基準案

第三者委員会においては、厚生年金保険法に基づく全喪前の遡及訂正に係る事案では、申立人の記録について周辺事情を含めた調査を行い、主な3つの事情があることを確認した上で、総合的に判断している。これを踏まえて回復基準案を設定すると以下のとおり。

(対象事案)

下記3条件のうち②及び③の2条件に該当する事案であって、ア～ウの全てに該当する事案

- ① 条件1：標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 条件2：5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 条件3：6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

ア 申立人又は事業所から提出された賃金台帳又は給与明細書等の資料又は年金事務所が保管する届書（添付資料を含む。）等からは、申立期間における報酬月額が訂正前の標準報酬月額の記録と一致することが認められる事案

イ 申立人のほかに同僚等が1人以上、申立人と同日に遡及訂正処理されているもの

ウ 年金事務所が保管する滞納処分票・不納欠損決議書等の資料から申立期間当時、事業所が保険料を滞納していたことが確認できる事案

(除外要件)

- 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合 又は 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと。（申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。）
 - 申立の内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案についての再申立てである場合
 - 資格喪失日の遡及処理が事実と反して行われていると推認される場合であって、正しい資格喪失日を定型的に認定することができない場合は、年金事務所段階において年金記録の回復は行わないものとする。
- ※申立期間の中に、この記録回復基準案による記録回復の対象となる期間の他に、この記録回復基準案に該当しない期間を含む事案（P）

(4) 上記(3)の記録回復基準案により記録回復できる調査対象事案

全喪前の遡及訂正で2条件に該当する事案 (厚生年金保険法によるあっせん事案)	回復基準案に該当するもの(注)	割合
160件	16件	10%

(注) 記録回復基準案のアを確認するにあたり使用した資料は、第三者委員会で使用した資料のうち「同僚の給与明細書」、「健康保険組合記録」を除いたものである。

※申立期間の中に、この記録回復基準案による記録回復の対象となる期間の他に、この記録回復基準案に該当しない期間を含む事案は該当するものを除外して、件数を算出している。

(5) 記録回復基準案の論点

- 回復基準案に該当する事案数が少なく、対象となる割合が小さいことをどう考えるか。 また、この点に関連して、
- 資料がある場合に加えて「事業主供述（申立期間当時、保険料を滞納していたこと）がある場合」を認めることとするかどうか。
(もし認める場合は、事業所調査を実施する場合に、供述や資料によって確認する内容を明確にしておく必要があると考えられる。)
- 過去の記録回復基準の取扱いでは、(4)の※に記述したとおり、申立期間中に、この回復基準案による回復対象期間の他に、特例法あっせん対象と考えられる申立期間を含む事案(5件)を回復対象外とする取扱いがなされているが、今回の2条件該当の記録回復基準案においても同様とすべきか。

3 全喪後に遡及訂正された事案（100件）（厚生年金保険法に基づくあっせん91件・訂正不要9件）について

(1) 現在の記録回復基準と厚生年金保険法によるあっせん事案の関係について

全喪後に遡及訂正された事案については、既に、第三者委員会での審議結果を踏まえて作成された現行の記録回復基準が存在する。

このため、今回検討を試みる「2条件に該当する事案の記録回復基準」を作成した場合に、その対象となるのは、現行の記録回復基準では年金事務所段階では記録回復を行えないとして対象外とされた事案である。

全喪後に遡及訂正された事案で、第三者委員会において厚生年金保険法によりあっせんされた事案91件で、現行の記録回復基準の対象外となった理由について分析したところ、以下のとおりであった。

※現行の記録回復基準(平成20年12月25日付社会保険庁運営部年金保険課長通知「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」

1: 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている事案であること。

2: 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、以下のいずれかの処理が行われている事案であること。

ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されているもの

イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの

ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録がすべて取り消されているもの

ア 厚生年金保険法に基づくあっせん事案91件が現行の記録回復基準の対象外とされた事情について

(件)

カテゴリー	役員（事業主を含む） であるもの (資料があるもの9件) (資料がないもの19件)	回復基準に該当しない もの (すべて資料がないもの)	定型的な認定が行えない もの (すべて資料があるもの)	申立期間に回復基準に該当しない期間が 含まれるもの (すべて資料があるもの)	計
A	6	14	1	1	22
B	1	2	0	0	3
C	2	6	0	0	8
D	4	9	0	0	13
E	4	15	2	2	23
F	11	35	4	5	55
D+E+F(再掲)	19	59	6	7	91
計	28	81	7	8	124

[あっせん事案分析の小括]

以上を踏まえると、全喪後に遡及訂正された事案であって厚生年金保険法に基づくあっせん事案91件のうち、

1. 上記の「役員（事業主を含む。）であるもの」19件は、従来から三者委に転送することとされており、記録回復基準案を検討する必要はないものと考えられる。
2. 上記の「回復基準に該当しないもの」59件は、資料のない事案であるため、周辺事情を含めた総合判断を行うことにより記録訂正の可否について判断を行う必要があり、記録回復基準の作成にはなじまないものと考えられる。
3. 上記の「定型的な認定が行えないもの」6件は、資料のある事案であるが、記録回復困難として第三者委員会に転送されて審議しているところであり、客観的な要件による記録回復基準を作成することは難しいものと考えられる。
4. 上記の「申立期間に回復基準に該当しない期間が含まれるもの」7件は、従来から第三者委員会に転送するものと整理されているものである。

(2) 現在の記録回復基準と厚生年金保険法による訂正不要事案との関係について（合計9件）

(件)

主な事情	信義則適用と判断したもの	判断したもの	事実即した処理と	事実即していないとはいえないもの	関連資料・供述等内訳		
					資料 ※商業登記簿謄本等は必ず確認するため除く。	オンライン記録	供述等
D 3 代表取締役 3	0	0	1			会計事務所の従業員 (経営状態の悪化により報酬を減額し、社会保険事務所へ届出するために議事録の作成を依頼され、作成した記憶がある。)	
	2	0	0		「滞納処分票」「標準報酬改定通知書」「給与明細書(写し)」「滞納処分票」健康保険組合提出)等	申立人 (法人印を持参の上、保険料納入について社会保険事務所へ相談に行った。議事録作成のうえ減額訂正届を提出した。差押えを受けた。等) 経理担当者 (代表者印は申立人が管理していた。申立人に相談し遡及した届出に押印した。)	
E 6 代表取締役 6	6	0	0				
計	9	8	0	1			

※資料は、原則①事業所提出資料 ②申立人提出資料 ③年金事務所保管資料を記載し、左記以外の場合（ ）により記載している。

〔訂正不要事案分析の小括〕

9件中、8件は信義則適用により訂正不要、1件は供述等から総合的に判断し、事実即していないとはいえないとして訂正不要としている。

(3) 2条件に該当する事案に係る記録回復基準案の作成について

上記(1)及び(2)の結果を踏まえると、今回の調査対象事案は、周辺事情を含めた調査を行い、総合的に判断を行っている第三者委員会における審議を要するものと考えられる。

したがって、全喪後の遡及訂正事案については、新たな記録回復基準の作成又は現在の記録回復基準の修正の必要性は、現状では認められないのではないかと。